

## 秩父市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、秩父市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「雑誌スポンサー制度」とは、秩父市立図書館（以下「図書館」という。）の利用者閲覧用雑誌を提供しようとする者（以下「スポンサー」という。）と秩父市で契約を締結することにより、スポンサーが提供した雑誌の最新号閲覧用カバー（以下「雑誌カバー」という。）に当該スポンサーの広告を表示し、図書館が当該雑誌を利用者の閲覧に供することをいう。

### (雑誌の選定)

第3条 スポンサーは、図書館が作成した「雑誌リスト」の中から提供する雑誌を選定するものとする。ただし、「雑誌リスト」に記載がない雑誌でも、図書館と協議して認められたものについては選定することができる。

2 同一雑誌について、複数のスポンサーから雑誌提供の申込みがあった場合は、原則として申込み時点における先着順とする。

### (スポンサーの資格)

第4条 スポンサーとなることができるものは、企業、商店、団体等とし、個人は対象としない。

2 スポンサーは、申請日現在において市税を完納していなければならない。ただし、市に納税義務のないものはこの限りでない。

3 スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーとなることができない。広告表示中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 各種法令又は条例、規則等に違反しているもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生並びに再生手続中のもの
- (3) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告表示の対象とすることが適当でないこと市長が認めるもの

### (広告の内容)

第5条 広告の内容は、市行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがない

く、かつ、利用者に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるときは、広告表示の対象としない。

- (1) 市としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 各種法令又は条例、規則等に違反しているもの
- (3) 政治活動、宗教活動及び選挙活動に関するもの
- (4) 基本的人権や他の権利等を侵害するもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に違反するもの
- (6) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）及び個人の宣伝に関するもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適正でないと認めるもの
- (8) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (9) 求人広告その他これに類するもの
- (10) 虚偽であるもの又は誤認を与えるおそれのあるもの
- (11) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告として表示することが妥当でないと市長が認めたもの

（広告の規格及び表示方法）

第6条 広告の規格及び表示方法は次のとおりとする。

- (1) 提供雑誌の雑誌カバー表面の広告は、縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色のスポンサー名等を表示し、貼付位置は中央部分とする。
- (2) 提供雑誌の雑誌カバー裏面の広告は、片面印刷のものとし、雑誌カバーに収まるサイズでカラー印刷でも可とする。
- (3) 雑誌カバーに表示する広告は、スポンサーが作成するものとする。
- (4) 提供雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。
- (5) 広告内容の変更は、各雑誌ごとに年4回までとし、図書館と協議の上、変更することができる。

（広告表示期間等）

第7条 広告表示期間は、市長が広告の表示を決定した日の属する月の翌月から1年間とする。ただし、期間満了の3月前までに市長又はスポンサーのどちらからも解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

（募集期間）

第8条 本制度における募集期間は、随時とする。

(申込方法)

第9条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、秩父市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、広告（案）、会社概要（業種等がわかるもの）を添えて市長に提出するものとする。

(スポンサーの決定)

第10条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、スポンサーの可否を決定し、秩父市立図書館雑誌スポンサー制度決定（却下）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(覚書)

第11条 申込者は、前条の規定によりスポンサーに決定したときは、覚書（様式第3号）により市と契約を締結するものとする。

(雑誌の納入方法)

第12条 スポンサーは、直接、図書館指定の雑誌納入業者に提供する雑誌を発注し、雑誌納入業者が図書館に納入するものとする。

2 スポンサーが提供する雑誌が、休刊、廃刊等になった場合は、スポンサーは図書館と協議する。

(雑誌購入代金の支払い)

第13条 スポンサーは、雑誌の購入代金を図書館指定の雑誌納入業者に直接支払うものとする。

(雑誌の提供の中止の申出)

第14条 スポンサーは、自己の事情により雑誌の提供を中止しようとするときは、当該中止しようとする日の3月前までに市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(スポンサーの決定の取消し)

第15条 市長は、次の事項のいずれかに該当するときは、第10条の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) スポンサーが前条の規定により雑誌の提供の中止を申し出た場合において、その内容を審査した上で、これを承認するとき。
- (2) スポンサーが第4条第3項のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (3) その他この要領に反する行為があったと認めたとき。

(提供雑誌の所有権)

第16条 提供を受けた雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(スポンサーの責務)

第17条 スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

秩父市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

秩父市長 様

住 所

会社名等

申込者 代表者職氏名

電話番号

F A X 番号

秩父市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第 9 条の規定に基づき、次のとおり雑誌提供を申し込みます。なお、広告掲載に当たり、同要領を遵守するとともに、必要の範囲内において、納税状況の調査を市が行うことに同意します。

記

提供を希望する雑誌名等	希望順位	雑 誌 名	配置希望館
掲載期間	年 月 から 年 月 まで		
表示するスポンサー名			
掲載する広告の内容			
そ の 他			

備考 提供雑誌最新号閲覧用カバー表面及び裏面に掲載する広告（案）及び会社概要（業種等がわかるもの）を添付してください。

様式第2号（第10条関係）

秩父市立図書館雑誌スポンサー制度決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

秩父市長



年 月 日付けで申込みのあった秩父市立図書館への雑誌の提供について、秩父市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第10条の規定に基づき、次のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 提供を受ける雑誌及び受入れ図書館

2 雑誌受入期間 年 月 ～ 年 月

3 雑誌を納入する業者

4 却下の理由

様式第3号（第11条関係）

覚 書

秩父市と（以下「スポンサー」という。）は、秩父市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領に基づき、下記のとおり覚書を締結する。

記

（提供雑誌等）

第1条 秩父市は、スポンサーから次の雑誌の提供を受けるものとする。

雑 誌 名	雑誌提供期間
	年 月 から
	年 月 まで

2 提供する雑誌は秩父市の選考基準に見合うものとする。

（広告掲載の方法）

第2条 秩父市は、スポンサーから提供を受けた雑誌の最新号に閲覧用カバーを掛け、スポンサーの広告を当該雑誌のカバーに表示するものとする。この場合において、広告の表示内容等については事前に協議するものとする。

（提供の期間）

第3条 スポンサーが秩父市に対して雑誌を提供する期間は、1年間とする。ただし、期間満了の3月前までに秩父市又はスポンサーのどちらからも解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

（広告表示の責務）

第4条 スポンサーは、表示した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 スポンサーは、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを秩父市に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連した苦情の申立て又は損害賠償等の請求等がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

4 スポンサーは、決定を受けた広告表示の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならないものとする。

（協議）

第5条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、秩父市及びス

ポンサーが誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

秩父市 秩父市熊木町8番15号  
秩父市  
秩父市長

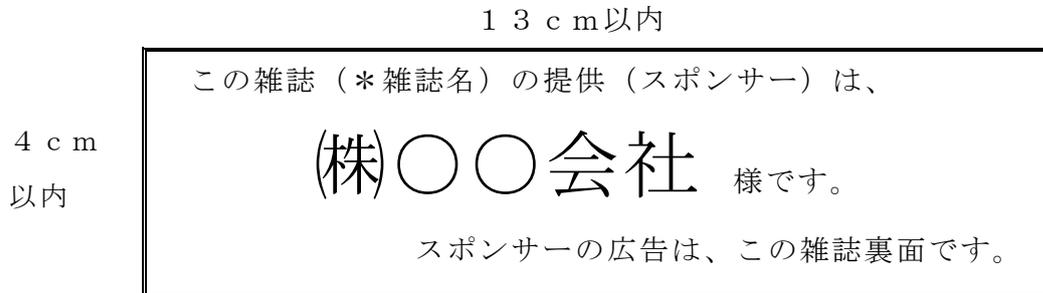
印

スポンサー 住 所  
会社名等  
代表者職氏名

印

■ 広告の規格イメージ（第6条関係）

1 提供雑誌の最新号閲覧用カバー表面の表示例



2 提供雑誌の最新号閲覧用カバー裏面の表示例

